県

道

新

大曲大森羽後線

旧

大曲大森羽後線

横手市大森町袴形字影取二四六番から小出

一五七番二まで

間

敷地の幅員(メートル)

 $(\Box) \ ( )$ 

期間 場所

平成二十一年二月六日から同月十九日まで

道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

建設交通部道路課

道路の種類

旧

新別

路

線

名

X

般

国

道

旧

百五号

新

百五号

秋



毎週火・金曜日発行

## 報

○河川法による堤防と道路との兼用工作物の管理の方法 ○市街地再開発組合の設立の認可(六二・建築住宅課)………2 一・河川砂防課) ......

### 示

告

報

○基本測量終了の通知(五八・建設管理課)…………… ○道路区域の変更及び供用開始(五九・道路課)…………1

目

次

ページ

○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支

収用委員会告示

○秋田県収用委員会運営規則の一部を改正する規則(一一)…3

### 秋田県告示第五十八号

があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四成二十一年一月七日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知 条第三項の規定に基づき、公示する。 平成十九年秋田県告示第四百四十五号の基本測量について、平

1 : 1

平成二十一年二月六日

秋田県知事

寺

田

典

城

秋田県告示第五十九号

2

2

き、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づ

平成二十一年二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 示

告

## 北秋田市阿仁比立内字早瀬沢外七国有林二〇四三林班イ小班地内 "

間

敷地の幅員

(メートル)

延長

(キロメー

トル

一七・四〇~三五・〇〇

一九・〇〇~三五・〇〇

〇・〇六五

〇・〇六五

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

秋田県知事 寺 田 典

### 秋田県告示第六十一号

定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十七条第一項の協

が成立したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示す 関係図書は、建設交通部河川砂防課及び鹿角地域振興局建設部

1

# ○道路区域の変更(六○・道路課)

# 1

## 道路の区域及び供用開始の区間

○ 場所 建設交通部道路課	所及び期間	三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場	二 供用開始の期日 平成二十一年二月六日
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一章	秋田県告示第六十号		二 期間 平成二十一年二月六日から同月十九日まで

道路の区域

道路の種類

旧新別

路

線

名

X

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定

平成二十一年二月六日

城

九・〇〇~四一・〇〇 九・〇〇~三〇・〇〇 延長 (キロメートル) 〇・六四〇 〇・六四〇

に備え置いて縦覧に供する。 平成二十一年二月六日

秋田県知事

寺

田

典

ら同市花輪字赤川端九十六番二地先まで 河川管理施設の位置 鹿角市花輪字新川原四十八番五地先か 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防 河川の名称 一級河川 福士川

管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 道路管理者

住所 鹿角市花輪字荒田四番

玉

鹿角市長

管理の内容 代表者の氏名 鹿角市長 児

道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、

のに限る。)、改築、維持又は修繕 工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るも 道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの

範囲内にあるものについての維持 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間 平成二十一年一月二十七日から道路の存続する

の規定により、次のとおり市街地再開発組合の設立を認可したの 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項 同法第十九条第一項の規定に基づき、公告する。

秋田県告示第六十二号

平成二十一年二月六日

秋田県知事

寺  $\mathbb{H}$ 

典

城

市街地再開発組合の名称

中通一丁目地区市街地再開発組合

施行地区 平成二十一年二月六日から平成二十五年三月三十一日まで

番一、十八番二、十八番三の一部、十八番五の一部、十八番 九、二十番一、二十一番一から二十一番五まで、二十一番六の 一、十五番一、十五番二、十六番一、十六番三、十七番、十八

秋田市中通一丁目三番二十四号

事業施行期間

番、六番、七番一、七番二、八番一、八番四、八番五、十四番 秋田市中通一丁目一番から三番まで、四番一、四番二、五

事務所の所在地 部及び六十三番の一部

> 城 六 Ŧī. 平成二十一年二月六日 設立認可の年月日

事業年度

公告の方法

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 事務所の掲示場に掲示

権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 平成二十一年三月七日まで

認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十 項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四 公 告

平成二十一年二月六日

条第二項の規定に基づき、

公告する。

秋田県知事 寺 田 典 城

申請のあった年月日

 $\equiv$ 申請に係る特定非営利活動法人の名称 平成二十一年一月十五日 特定非営利活動法人 秋田県難病団体連絡協議会

代表者の氏名

秋田市旭北栄町一番五号 主たる事務所の所在地

四

五.

定款に記載された目的

ことを目的とする。 啓蒙と対策の前進を図り、 体的援助をはかり、また原因の早期究明と治療法の早期確立及 び社会的援助のための研究を推進し、さらに難病問題の社会的 よって、様々な困難に直面している患者やその家族に対して具 本法人は、原因や治療法のわからない病気、いわゆる難病に もって医療と福祉の発展に寄与する

六 定款の変更内容

目的の変更

特定非営利活動の種類の変更 役員の種別及び定数の変更

総会の権能の変更

 $(\underline{\pi}) \ (\underline{\square}) \ (\underline{=}) \ (\underline{-}) \ (-)$ 残余財産の帰属の変更等

有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うの

で、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七

条の六第一項の規定に基づき、公告する。 平成二十一年二月六日

入札に付する物件の所在地、 面積等 秋田県知事 寺 田 典

二	_	番号
番三 戸巻町八一	番四四 一丁目一八	所在地
宅	宅	地日
地	地	1 等
八四 0三 000	二四〇・七〇	面積(㎡)
〇〇〇〇〇五〇〇、	〇八、 五四 〇、 〇	予定価格(円)

契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び

=	-	番号
仙北地域振興局総務企 (電話)○一八七—六 三—五二二三)	五一八〇〇一) 五一八〇〇一)	場所
平成二十一年二月六日 (金)から同月二十六 日、土曜日及び休日を 日、土曜日及び休日を 除く。)の午前九時か	(金)から同月二十五 (金)から同月二十五 日、土曜日及び休日を 日、土曜日及び休日を 日、土曜日及び休日を	期間

 $\equiv$ 入札執行の場所及び日時

_	番号
館第一会議室山本地域振興局庁舎分	場所
六日(木)午前十一時	日時

城

七

五会議室 |仙北地域振興局庁舎第||平成二十一年二月二十 七日(金)午前十一時

入札に参加する者に必要な資格

兀

した者(地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当する 入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出

ない。

入札参加申込みに必要な書類等

発行するもの) 個人の場合 印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が

法人の場合

六

入札保証金に関する事項 入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行 法人の登記事項証明書

ものとする。 の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入する 入札の無効

六条に規定するところによる。 なお、郵便による入札書の提出は、認めない

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十

により公表する。 契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領 予定価格 秋田県財務規則附則第七項の規定に基づき普通財産等の売払

九 その他

六〇―二七三六) に照会のこと。 詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課(電話○一八一八

### 収 用 委 員 会 告 示

## 秋田県収用委員会告示第十一号

秋田県収用委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように

平成二十一年二月六日

秋田県収用委員会会長 平 Ш 信 夫

示第一号)の一部を次のように改正する。 秋田県収用委員会運営規則(昭和五十一年秋田県収用委員会告 秋田県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

(行政文書の管理)

第十五条 事務処理の完了した行政文書(その内容が特に軽易な 当該行政文書の保存期間(以下「保存期間」という。)が経過 ものを除く。以下この項から第三項までにおいて同じ。)は、 するまでの間は、委員会の書架等に保管しておかなければなら

- 2 会長は、保存期間を経過した行政文書(保存期間が二年のも 書館長に引き渡さなければならない。ただし、別に定める行政 の及び一年のものを除く。)を、毎年度六月三十日までに公文 文書は、必要な期間保管することができる。
- 3 会長は、保存期間が二年の行政文書及び一年の行政文書の保 存期間が経過したときは、速やかにこれを廃棄するものとす
- 事が保有する行政文書の管理の例による。 前三項に定めるもののほか、行政文書の管理については、

附

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

発行者

秋

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

田 県

秋田市山王四丁目一番一号

钔 印 刷 刷 者 所 有 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 秋田市山王七丁目五番二十九号 秋田市山王七丁目五番二十九号